

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成22年9月3日(金曜日)午前10時04分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

19番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	山口勝徑君
教育長職務代理者	横瀬典生君	土木部長	松澤徳三君
事務局職員		会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	代表監査委員	板屋毅君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の変更について

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の変更について

日程第 2 休会について

開 議 午前10時04分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は19名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内議員より所用による欠席届が出ておりますので、報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 4 3 号ないし議案第 6 7 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、ないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの25件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、議案第48号ないし議案第67号に対する議案質疑につきましては、所属委員会の所管外のものとする事となっております。

また、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとすることとなっておりますので、あらかじめ申し上げます。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

8月30日まで間に合わなかったんで、9月2日、きのう出した資料も含めて質疑の内容もご連絡してあると思いますので、資料等が提出されてありますので、それも含めてご回答をお願いしたいと思います。

まず、43号のかすみがうら市市民条例の制定ですけれども、これ特別委員会に付託はされておりますけれども、8月6日の全員協議会で有権者の8分の1というのが成立条件だと宮嶋市長がおっしゃいましたが、5分の1に訂正されております。我孫子市でも10分の1だったのを8分の1にしたという経過があります。今回は、8分の1から5分の1ということになっておりますが、これについての理由についてお伺いいたします。

議案第48号の手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消防関係ですかね、こちらのほうだと思うんですけれども、何か根拠があるかと思っておりますので、それについてご説明をお願いします。

議案第50号 平成22年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第2号）にかかわる中で、繰越金の内容についてですが、前年度繰越金にかかわる一般会計の繰り入れなのかどうか、それを数値も含めて確認をしたいと思っております。

歳出では、職員異動による人件費がかなり今回、入り繰りがあるようです。これは例年そういうことが起こっているようではありますが、資料が出されておるようですので、この資料に基づいてご説明をお願いしたいと思います。

それから、土木費については、道路維持管理事業及び市道整備事業が追加されておりますが、その追加の内容について説明をお願いしたいと思います。

市道⑥6号の整備事業の工事内容について、どういう内容なのか教えていただきたい。

5番目、消防費ですが、千代田地区の防災無線整備工事について、その具体的な説明もお願いしたいと思います。

議案第54号 平成22年下水道事業特別会計補正予算（第1号）、公共枡設置工事の追加措置及び特環下水道のマンホールポンプ設置工事、これについて概要を説明いただきたいと思います。

それでは、9月2日、きのう出しました質疑の中身であります。議案第58号の決算認定、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、まず第1に、ペナルティーというのが科せられます。このペナルティーというのは徴収率、いわゆる国保税の徴収率が悪いと国の調整交付金が削減されるということなんですけれども、そのペナルティー、平成17年から5年間のペナルティー額について、その国の基準とその金額についてお答えいただきたいと思います。

それから、経年度、これも同じですが、一般会計から繰入金がなされています。これは義務的に繰り入れする場合と、法定外で繰り入れする場合と両方あるんですね。法定外の繰入額は、当市はかなり低いんです。その実態がわからないと思いますので、この実態について法定外の繰入額、平成17年から5年間、どうだったのか、お答えいただきたい。そして、全国的には1人当たり平均繰入額は幾らなのか、これについてもご説明をお願いします。

不納欠損の問題です。

3つ目は、不納欠損が今回は2200万ほどあります。不納欠損には3つぐらいの条項がありまして、特に問題なのは、時効中断もせずに5年を経過した不納欠損が問題だというふうに思いますが、平成21年度の特徴について説明をお願いします。皆さんのお手元にも平成17年からの一覧表があると思いますが、これを参考にご説明をお願いします。

それと4つ目ですが、平成21年度の近隣市町村の国保税の課税、いわゆるモデル比較表を作成するように、きのう頼みました。これも資料が出ているかと思いますが、加入世帯2人で40歳以上65歳未満の夫婦2人の場合、固定資産税を5万円と仮定した場合、それから、加入世帯が4人で、40歳以上65歳未満の夫婦2人と子ども2人、固定資産税額が5万円と仮定した場合に、所得が50万から500万までの50万単位の比較を当市かすみがうら市と土浦市、石岡市、小美玉市、つくば市、牛久市、守谷市、これにかかわってご報告をお願いしたいと思います。

5つ目に、平成20年度から22年度までの1世帯当たりの所得額と国保税額、これもお願いします。

同じく所得額に対する保険税の割合、つまり所得に対して保険税の占める割合がどのくらいなのか、私たちの一般家庭も収入に対して家賃が幾らなのかとかね、いろんな必要経費がありますね、それがどれだけ占めているのか、これがわかる、こういう資料を求めています。

7つ目に、当市の国保加入で一番多い職種、農業者だとか自営業者とか、そういう区別ですけれども、まだまた認識が足りないように現実をしっかりと把握していただきたいということもありまして、一番多い職種の方と、それからその順位はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

それから、その対象被保険者の滞納額、この割合、平成21年時の決算時の滞納額、それと全体

の割合、それと累計額はどうなっているのか、それも同じように順位についてお答えをいただきたいと思います。

追加として、先ほど市民部長にお願いしましたが、平成20年から国保加入者も含めてメタボ診療というか、いわゆる診療のやり方が変わりました。こういう診療率は20年度と比較してどうだったのか。それとあわせて、この診療の目標が5年間のうちに何%までいかなければいけないという、そういう義務が課されていると思うんですね。いわゆるそれについてもお答え願いたいと思います。

それから、議案第60号 平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

後期高齢者医療特別会計の滞納額は、平成21年度末で幾らになっているのか。そして、この金額だけではわかりません。滞納者の件数、後期高齢者の場合は一人一人が被保険者ですので、件数というよりも人数になるかと思えます。

それとあわせて、短期保険証が発行されていると聞いております。この短期保険証、まさに75歳以上の後期高齢者の方に短期保険証が発行されている。こういう問題が今、全国的に取り上げられて非難されておりますが、当市では発行枚数は幾らなのか。

それと、これは追加しました。特別徴収の件数と普通徴収の件数、決算時は何件か。いわゆる特別徴収というのは、年金から天引きできる人ですね。年金が、それだけの十分な年金があった場合に天引きされます。しかし、年金が月額1万5000円以下の場合は、年金から天引きできませんので、普通徴収になってしまいますね。この普通徴収の方が何人なのか。被保険者全体が何人なのか。そうすると、割合が出ますよね。特別徴収の方が何割で、普通徴収の方が何割なのか、当市の実情がこれでわかるというふうに思えます。

それから、議案第61号 下水道の特別会計の歳入歳出決算についてであります。

まず、建設分担金及び建設負担金、さらに使用料及び手数料、過去5年間のデータ、それと徴収率がどうなっているのか、改善されているのかどうか、これについてお答えいただきたい。それから、加入状況の進捗状態、過去5年間のデータ、これもどう改善されているのか。

それから、一般質問でも言いましたが、そしたら、いわゆる昨年の9月の決算のときに公共下水道があるにもかかわらず、接続をしないで単独浄化槽からもうまるっきり垂れ流し状態で側溝に流していると、そっこうが問題だというふうに指摘をしまして、調査をするというふうに言いましたけれども、この前の答弁で1年間全くやらなかった、対策も立てなかった、そう土木部長はお答えしましたよね。これはなぜ決算時にあれだけ言ったのにもかかわらず、1年間放置したのか、何のための決算での指摘なのか、これについてお答え願います。

議案第62号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

これもあわせて過去5年間の分担金及び使用料、これと徴収率がどうなっているのか、改善されているのかどうか。それから加入状況、過去5年間のデータ、どう改善されているのかということでもあります。

次に、議案第63号 平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、保険料を決めるときに一番のポイントは保険給付費なんですね。保険給付費を過大に見積もれば、保険料を上げざるを得ないというふうになるんですね。ここに大きな問題がある。予

算、今回の決算の認定で見ましたら、何と保険給付費の差がとんでもない金額、2億8596万4000円です、3億近いんですよ。予算額の積算時に問題はなかったのか、その要因は何なのか、明快な答弁をお願いします。

それから、過去4年間の保険給付費の予算と決算及びその差額がわかるデータもあわせて求めたいと思います。

それから、不納欠損も今回、介護保険はいわゆる未収入額に対する不納欠損の割合が極めて大きかったと、そういうふうに決算の監査委員の指摘というか、データにありましたね。二十数%の不納欠損になっているんですね。これもあわせて18年度から市独自になりましたので、この介護保険の不納欠損についての実数値をお知らせいただきたいというふうに思います。

最後に、水道事業会計の決算についてであります。

まず、第1番目に、過去5年間の当年度の純利益額のデータ、予算と決算の差額ですね。そして、当該年度の差額、7000数百万の純益が出ていると思いますが、この分析についてご説明をお願いします。そして、あわせてこの純利益の処分について、過去5年間の実績と当該年度の説明もお願いします。

さらに、給水原価の過去5年間の推移、給水原価が徐々に下がっております。今回は、微増になってしまいましたが、その原価の内訳、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、そして支払利息及び企業債取扱諸費、その他と、ここにはそれだけの割合があると思いますので、それについての推移、その特徴の説明を求めたいと思います。

以上、大変たくさんありますので、ゆっくり表を使いながらご説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議案第43号 市民投票条例の制定についてであります。8月6日の全員協議会で有権者の発議によるものでありますが、成立条件を有権者の8分の1とご説明申し上げました。実際の議案は5分の1に変わっておりますが、この理由についてであります。

このご質問であります。先進事例として参考にした我孫子の条例が8分の1になっております。それを検討したわけですが、8分の1では当市の場合、現在の有権者数だと約4,450名という数字になります。ちょっと当市の場合ですと、この水準では四千四、五百名の署名で発議できるということになると、ちょっとハードルが低過ぎやしないかということが懸念されました。

さらに、じゃ、ハードルをぐっと高くして3分の1ということになるとどうなのかということですが、3分の1という数字は、実は議員報酬の問題が持ち上がったときに1万3500人、これが3分の1を超していたわけですが、この3分の1だと、もうほぼ実際に住民投票を実施しても、過半数を制するぐらいの勢いの数字でございます。この中間をとるという形になったわけですが、3分の1と8分の1の間。あと先進市の何か所かのこの件に関するどのぐ

らの率になっているかというのを幾つかとってみたんですが、いろいろでありました。6分の1というところもあれば、10分の1なんていうところもあるし、3分の1というところはありませんでしたが、4分の1とか。

そういう事例を見て、やはり人口20万、30万の大きい都市ですと、ハードルを低くしても、なかなか8分の1でも、署名を集めるのは大変なわけでありまして。人口規模が小さい場合は、1万人とか1万5000人の人口規模の自治体の場合は、ハードルが比較的高くても、署名が集めやすいという状況が推測されます。

当市の場合は、やはりそういうちょうど中間的な人口4万5000ということ、有権者三万五、六千でありますから、中間的なところをとろうということで5分の1が妥当ではないかと、こういふことで、5分の1にさせていただいたような経過がございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

佐藤議員さんの2点目、議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の改正理由についてお答えいたします。

総務省消防庁より地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正通知がありまして、消防が行っております危険物規制事務の施設設置許可完了検査等の審査における申請手数料を特定屋外タンク貯蔵所等に関しては、おおむね9%引き下げるとの措置に基づき改正するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

3番の議案第50号の中の②番でございます。お手元に予算の計上の人員の比較ということで提出をさせていただいております。人件費については、それぞれ当初から補正等を経まして、今回提出してございますのが、最終的な補正の部分の人件費ということで、その人数でございます。当初の予算では487名で、その後の配置転換がございまして、おやめになった方等もございまして、そういうことがございまして、今回485名ということで、最終的には2名の減というようなことでの補正の人件費の額ということで提出をさせていただいております。

続きまして、⑤番の消防費の関係でございます。

千代田地区の防災無線整備工事の内容ということでございます。これらにつきましては、現在、千代田地区で使用しております移動系の800メガヘルツ帯地域防災無線が23年5月をもって使用できなくなるというようなことで、デジタル化を図るものでございます。霞ヶ浦庁舎に設置しております操作卓の信号をデジタルに変換し、千代田庁舎に設置した中継所を経由しまして、千代田地区で今回30カ所を避難場所等ということで設置する予定でございまして、それらの放送を行う内容でございます。

今回の整備する装置の主なものにつきましては、デジタル・アナログ変換装置、デジタル送受信装置、非常用電源装置、戸別受信機となっております、総工費が6150万という内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

それでは、議案第50号 一般会計補正予算の中での繰入金の関係でございます。

これにつきましては、ご質問ご趣旨のお見込みのとおりでございます、平成21年度決算に伴います各特別会計に対します一般会計からの繰出金の精算による戻し分でございます。この内訳につきましては、議案集の32ページから33ページにまたがりまして、老人保健666万8000円から国保会計で845万3000円ということで、それぞれ特別会計からの戻し分の内訳がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、同じく議案第50号 一般会計補正予算のうち、ご質問の3番ないし4番についてご説明を申し上げます。

3番の道路管理事業についてでございますが、この補正につきましては、去る7月25、26日、さらに8月2日の3日間にわたって集中豪雨がございました。これに伴いまして、霞ヶ浦地区内の市道のり面等10カ所が崩落をいたしました。そのため補修に係る復旧工事費995万6000円の補正をお願いをするものでございます。

箇所等につきましては、霞ヶ浦地区だけでございます。地域で見ますと、西成井地域に3件、それから安食地域に2件、深谷地域に2件、そのほか柏崎、牛渡、田伏、それぞれ1件の工事が出てございます。

次に、市道整備事業補正の内容でございますが、これにつきましては、道路橋りょう新設改良費の中の市道整備事業として、県の環境科学センターへのアクセス道路として工事を予定をしているものでございますが、これまで平成15年に予備設計を行い、現在まで用地交渉を行い、現在も行っているところでございますが、それらの工事の詳細設計の委託をするために、今回の補正をお願いをするものでございます。補正額につきましては、930万円ということになってございます。

さらに、特定幹線市道整備事業の中で、市道⑥6号線整備事業に係る補正額1010万円についてご説明を申し上げます。

当工事につきましては、繰越事業の中で社会資本整備交付金を充てて整備を進めているところでございます。平成22年度今年度は、予算額7500万円の当初計上を申し上げ、工事を進める予定でございます。この社会資本整備交付金でございますが、6号線以外に2路線の事業を加えまして、補助の申請を行ってきていたところでございますが、以前にもご質問の中でお答えをした経

過があるかと思いますが、4246万円の内示額という状況でございました。

その中で、五輪堂橋改修事業につきましては、平成22年度分のかすみがうら市負担がないということもございます。さらには、環境科学センターへのアクセス道路の補助につきましては、道整備交付金事業の組み替えというようなことで事務手続を進めているところでございますので、そういった意味合いから、6号線の22年度整備事業の中に内示額を投入をしまして、整備を進めていきたいというところから、今回220万円の補正をお願いをするものでございます。

工事の内容につきましては、本来23年度に工事を予定をしておりましたが、22年度橋梁の上部工の架設工事に伴い、足場がそれぞれ組まれることとなります。そういうことから、23年度予定をしておりました鋼製排水溝、それから地覆コンクリート、さらに防水層の工事をその足場を使って前倒しで進めたいというところから補正をお願いを申し上げたところでございます。

次に、議案第54号の下水道工事に係る補正についてご説明を申し上げます。

1点目は、公共枡の設置工事ということで、工事にかかわる委託並びに工事費の補正をお願いをするものでございます。今回の補正につきましては、開発等により農地から宅地へ変更となり、新たな設置申請があったものでございます。その設計の委託費に90万円、さらに工事費300万円の補正を計上をしたものでございます。

次に、同じく54号の下水道の補正予算でございますが、これにつきましては、特定環境保全公共下水道整備事業の中で、平成18年度に管渠の布設工事を実施をしたところでございます。この際、未加入であった個人から接続の申請がございました。そういうことから、マンホールポンプの設置が必要となり、今回、設計委託に30万円、工事費に300万円の計上をお願いをするものでございます。

続きまして、議案第61号、決算に係るご質問にお答えを申し上げます。

下水道事業の中の建設分担金、負担金及び使用料並びに手数料についてでございますが、お手元に資料を提出をさせていただきました。土木部下水道課提出資料ということで、この中でご質問では61号と62号という内容でいただいているところでございますが、表のほうではナンバー1からナンバー4までに、あわせて一覧の数字を記載をさせていただきました。

この資料の内容でございますが、下水道事業の特別会計の中で下水道費の分担金、また負担金というような内容で決算が出てございます。分担金につきましては特環、あるいは流域特環の牛渡、加茂、志戸崎、田伏等の分担金でございます。また、負担金につきましては、公共の霞ヶ浦地区、千代田地区の下水道事業の負担金でございます。

その現年度分、過年度分というような内容で、平成17年から21年までの5年間のデータを記載をしてございます。

まず、分担金、負担金についてでございますが、調定額、収納額、収納率、それから前年比というような内容で表が作成をされております。年度ごとに見てまいりますと、調定額については新規分、あるいは新規負担区の設定等によりまして変わってくる内容でございますが、21年度633万6000円というような内容につきましては、平成20年度の年度末で中佐谷地内、それから牛渡地内の分担金の納期が終了をしております。さらに、21年度から加茂地区の分担金の納期が始められております。そういうところから、前年度に比べて低い金額になっているという状況でございます。

それから、公共下水道の負担金分につきましては、現在も今、お話ししましたように、新規分の追加により若干の調定額が変わってきているという状況ではございますが、ほぼ調定額どおりに収納がされているという状況になってございます。

この調定額についてでございますが、前年と対比をしますと、21年度については2.5%の増というような状況になっております。それから、特環につきましては、同じく前年度対比で7.9%の増という状況になってございます。同じく農業集落排水事業の分担金につきましては、資料の4ページに記載をしております。同様に17年度から21年度までの5年間、また調定額から前年比までの内容、さらに現年と過年度に分けた記載をさせていただいているところでございます。

農業集落排水事業につきましては、ほぼ事業が終了をしておりますので、調定額の内容については、新規分の調定ということで数字の動きがあるわけでございます。

なお、農業集落排水につきましては、8カ所分の事業の合計が調定額として上がってきておるところでございます。

農業集落排水事業につきましても、調定額の前年対比で4.7%の増という状況になっているところでございます。

大変失礼しました。ただいま前年対比の割合を申し上げましたが、これについては使用料の前年対比でございました。大変申しわけございません。

ナンバー2の表をごらんいただきたいと思います。

公共下水道の使用料、それから同じように特環公共下水道の使用料ということで、分担金、負担金と同様、5年間の現年度と過年度分、さらに調定額から前年比の数字が記載をしております。

なお、説明がおくれましたが、前年比につきましては、当該年度の収納率から前年度の収納率を引いたもので記載をしております。

使用料につきましては、当然、分担金、負担金と合わせまして新規等の追加が出ることにより、使用料の額がふえてくるという状況になるわけでございます。収納状況では、95から99という状況の中で、ほぼ収納がされているという状況でございます。これらにつきましては、当然加入促進とあわせました戸別訪問等による滞納整理、そういったものをまめに行ってきた成果ということになるかと考えます。

次に、資料3枚目の手数料に関してでございますが、これは指定工事店の登録の手数料、さらには、督促等の手数料が記載をしております。いずれも収納状況は100%の収納となっております。

次に、加入状況についての表が5枚目につづられております。これも使用料等と同様に議案番号でいくと、61、62のそれぞれの公共下水道、農業集落排水事業の加入状況を一覧として作成をさせていただきました。それぞれ千代田地区農業集落排水事業、それから公共下水道事業、また霞ヶ浦地区の農業集落排水事業、公共下水道事業というような形で地区ごとに記載をし、さらに下段でそれぞれの地区の合計、また農業集落排水、さらには公共下水道それぞれの状況を記載をさせていただきました。また、一番下には、それぞれの事業の増加戸数、あるいは増加率を当該年度から前年度を引いた数字で記載をさせていただきました。大変細かい数字が並んでおりますが、それぞれ加入状況につきましては、先ほど申しましたように小まめにお願いをし、促進を図

ってきた内容で、22年度には公共下水道においては92.6%、農業集落排水事業については72%という資料の中での数字となっております。

さらに、改善というわけではございませんけれども、さらなる加入促進から滞納整理等を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、議案第61号の中の3点目でございますが、過日の一般質問の中でもご答弁申し上げました。1年間できなかったという調査につきましては、昨年の決算時期から事務等については、若干手を入れて進める準備をしてきたところでございますが、それぞれの加入状況を住宅地図等に転記をし、戸別訪問を実施したいということから事務を進めてきたところでございます。しかしながら、調査実施までには至りませんでした。大変申しわけございませんでした。本年度、加入促進とあわせた推進の計画をしておりますので、加えてその調査等も進めていきたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、佐藤議員の議案質疑に対しましてお答えを申し上げます。私のほうからは、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑にお答えを申し上げます。

本日お手元に資料を配付してございますので、資料に基づきご説明をいたします。

まず、第1番目の国庫補助金に当たります普通調整交付金の算出上において、目標とされる収納率に対し、未達成の際の減額措置、先ほどペナルティーと言われましたが、その措置が講じられております。当市の場合、被保険者1万人から5万人ということに当たりますので、お手元の資料に記載してありますように、平成17年度から21年度の5年間において、収納率が87%以上90%未満ということに当たりますので、各年度とも7%が調整交付金から減額されるということで、平成17年度で1825万3000円、翌18年度が1770万8000円、19年度が1872万6000円、20年度が1427万7000円、21年度が1558万2000円という結果になっております。

ちなみに平成21年度の現年課税分を滞納された方が1億9074万円ほど残っているわけですが、この方々のうち、およそ6600万円ほど納付がされていれば、今回の1558万2000円は減額されなかったというようなことになろうかと思えます。

次に、第2番目の一般会計からの繰入金についてであります。繰り入れてもよしとされる職員給与費、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業、保険基盤安定繰入金の支援、軽減分に要する費用であり、これら以外に先ほど佐藤議員も申しておりましたように、法定外費用として、当市では医療福祉費波及分として繰り入れを実施している額が法定外費用となるわけですが、この額が平成17年度で3724万8000円、18年度が2470万円、平成19年度で臨時財源補てん分も含めた上で6769万5259円、20年が2800万円、21年が1130万6000円という結果になっており、全国1人当たり平均額のデータがございませんでしたので、県の平均額と比較をさせていただきたいと思えます。17年度で県平均額が5,117円に対し、市の額が3,715円、20年度が県7,017円に対し、市が1,922円となっております。

次に、3番目の不納欠損額の年度別状況であります。資料が納税推進課の資料となりますので、別ページで1枚のものがあるかと思っております。不納欠損処分経年度実績表というのが1枚あると思っております。それをごらんください。

次に、3番目の不納欠損額の年度別状況であります。平成17年度で243万7420円、18年度が785万3606円、19年度が3200万256円、20年度が7897万941円、21年度が2206万8041円となっており、21年度については、地方税法第15条の7第4項の規定による滞納処分の執行停止後3年を経過し、再度の実態調査により不納欠損すべきものとされたものが28件、869万9980円、15条の7第5項による外国人等の帰国による徴収不能と判断されたものが、すなわち納付納入義務の即時消滅が44件、343万9143円、同法の第18条の規定により5年の時効を経過してしまったものが99件、992万8918円となっております。

次に、また国保年金課の資料にお戻りいただきたいと思っておりますけれども、平成21年度の近隣市町村国保税額の課税所得額、固定資産税額、被保険者数及び年齢をモデルケースとしてとらえ、一覧表を作成してございますので、ごらんをいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、5番目と6番目の1世帯当たりの国保税算出に用いられる基礎控除を引く前の平均課税所得額と平均保険税額、そしてその割合であります。平成17年度で所得額が186万3579円、保険税額が17万2320円、割合が9.25%となっており、18年度は所得額が186万1791円、保険税額が16万8850円、割合が9.07%、19年度は183万5143円、保険税額が17万8941円、割合が9.75%、20年は所得額が195万1300円、保険税額が21万6083円、割合が11.07%、21年は所得額が188万9836円、保険税額が21万3238円、割合が11.28%、平成22年、これは7月1日現在の本算定の課税状況になりますが、所得額が152万5424円、保険税額が18万6958円、12.26%という割合となっております。

次に、7番目の国保加入者の職業別はということですが、平成22年度の7月課税状況で申し上げますと、まず給与所得者が2,966世帯、39.89%、次に年金所得者で2,231世帯、30.01%、次に営業所得者で732世帯、9.85%、次に農業所得者607世帯、8.16%、次いで所得不明、所得皆無、その他というような順となっております。

次に、ページをお開きいただきまして、8番目の職業別滞納額と割合について、21年度分と累計額はということですが、滞納額が最も多いのは、先ほど申し上げましたように、職業別でもおわかりのように、給与所得者が滞納額で1億3789万2609円、72.29%となり、累計額では3億7354万2986円となっており、次に営業所得者で、滞納額が21年度2580万9800円、率で13.53%、累計額では6639万4589円、次に所得不明者が続き、4番目に年金所得者の滞納額が21年度で774万307円、4.06%、累計額では3352万2177円となっており、次いで農業所得者というような順となっております。

以上が58号に対する質疑の答弁となります。

続きまして、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定……

[佐藤議員「検診率はどうした、検診率」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

すみません。検診率、漏れました。ちょっと戻ります。検診率ですけれども、平成20年の実績が28.87%、21年度が33.14%という実績が出ております。

なお、先ほど目標について、隔年ごとの目標が示されておりましたけれども、まことに申しわけありません、ちょっと資料手元にございませんで、後でご報告させていただきたいと思えます。

以上で国保の関係を終わりにさせていただきまして、後期高齢者のほうの質疑に対してご答弁申し上げたいと思えます。

21年末で滞納額が幾らになるかということをもまず決算書で申し上げますと、平成21年の未収入額が206万4100円という結果になっておまして、その結果を踏まえ、短期保険者証の交付枚数というご質疑でしたけれども、短期保険者証、すなわち平成22年の保険証更新時、先月行われたわけですけれども、そのときの滞納額が現時点で153万4100円、件数で32件、すなわち32人の方に6カ月の保険証を交付してございます。

次に、徴収方法ですけれども、被保険者数の総件数が6795件ございまして、その内訳ですが、特別徴収の件数が4,139件、61%になり、普通徴収の件数が2,656件、39%という状況になっております。

以上で58号、60号の質疑の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

それでは、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の中で、保険給付費の予算と決算額に大きな差が出ているその内容、問題点、要因は何かということについての質問にお答えいたします。

平成21年度決算については、介護給付費の各サービスの利用実績及び伸び率等を勘案して算出してございます。これらは、平成18年度の介護保険制度の改正により、18年度から20年度においては、対前年比5%から8%増加しておりました。それらを踏まえ、また平成21年度からは介護報酬の改定が予定されておりましたので、これらを考慮しまして算出したものでございます。しかし、平成21年度においては、制度改正による影響が当初見込みより少なかったということもございまして、大きな差異になったということございます。

この内容につきましては、2番目の過去の予算額、決算額とのデータをということで、お手元に資料を配付してございます議案第63号議案質疑資料というものの中で、決算額で20年度決算、21年度決算を見ますと、20億から20億7000万と、7%の増ということで、当初予算が10%以上の増を見込んでいたというその差異が、結果として2億8000万という大きな数字になったということございます。

次に、不納欠損につきましては、次のページの資料でございますけれども、介護保険料の不納欠損の内容でございますけれども、この内容につきましては、介護保険法第200条という中で、2年を経過したものは時効にするということございまして、ほかの税の5年とは違うということをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。資料につきましては、最後につづつてあるかと思えます。両面刷りでございます。（1）と裏面（2）でつづられて配付されております。

まず、1点目の過去5年間の当該年度純利益データと予算と決算の差額につきましてご説明を申し上げます。

ごらんいただきますと、平成17年度から21年度にかけて純利益の額、年々増加をしております。この増加理由につきまして、まずご説明を申し上げたいと思えます。

18年度につきましては、給水収益が17年度と比較しまして約620万ほどふえております。19年度につきましても799万、約800万給水収益がふえております。それとあわせまして19年度につきましましては繰上償還、実施をいたしました。利息支払いの免除がされております。それが約5969万円ほど、さらに20年度につきましては、繰上償還実施に伴いまして、約1億円の免除がされております。さらに21年度、同じように繰上償還を実施いたしまして、免除が8700万ほどされております。

そういう中で実際の純利益が一つはふえてきた要因、さらには繰上償還に伴いまして、利息の支払いも年々減少をしております。ちなみに14年度から大きく利息の支払い、減になっております。14年度が対前年比で1480万円ほど、19年度が対前年比で3100万円ほどの利息の減でございます。21年度につきましては、対前年比で2600万円ほど、利息の支払いが減になっております。そういう要因を含めまして、純利益が年々増加しております。

次に、2番の純利益の処分につきましてご説明を申し上げます。

まず、17年度につきましては、翌年度へ繰り越しをいたしました。この内容につきまして、順次ご説明を申し上げたいと思えます。

これにつきまして、純利益の合併当初でありまして、先が見えないという状況もございましたので、全額、次年度へ剰余金として繰り越しをいたしましたというふうに思えます。18年度につきましては、全額減債積立金へ純利益のほうを処分をしております。これにつきまして、企業債の未償還高が18年度におきまして54億9000万円ほどございます。この積立金に充てたというふうに思えます。

19年度、これにつきましても、やはり全額減債積立金に処分をしております。同じように、企業債の未償還残高が52億5000万ほどございます。そちらのほうへの積み立てというふうに思えます。

20年度でございますが、減債積立金に2分の1、3700万ほど、同じように翌年度へ繰り越し、剰余金として2分の1、3700万円ほど、これにつきまして、対前年比の給水収益が1460万円ほど減になったということで、次年度での収支において、給水収益の不透明化があるということで、剰余金を半分繰り越した内容でございます。

21年度につきましては、これから決算の認定をお願いするわけでございますが、予定といたし

まして、減債積立金に3500万、これにつきましては、21年度末で未償還高が48億ございます、企業債の、その支払いに3500万を充てたいと。さらには21年度の給水収益が対前年比で1990万、約2000万給水収益、要するに水道料金が減になっております。企業債の繰上償還が21年度で終了するというので、22年度以降につきましては免除、要するに利息の支払いの免除等についての予算計上ございませんので、今まで、先ほどご説明いたしましたように、19年度から21年度までそれぞれ相当額の免除額がありました。それが不用として残ったための純利益も多くございます。それが無いということで、22年度の収支予算を勘案すれば、3600万円ほど次年度へ剰余金として繰り越すのがベターであろうということで、今回決算としてお願いする内容でございます。

次に、裏面をお願いしたいと。給水原価でございます。これにつきましては、17年度から21年度まで、おのおの一番左に給水原価がございます。右欄には原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却、支払利息、その他、金額と割合が載っております。

まず、給水原価でございます。年々、これにつきましては、会計のほう改善されてきておりまして、給水原価下がっております。21年度につきましては、1つは、先ほどご説明申し上げましたように給水収益、要するに水道料金が減っております。これはとりもなおさず、年間総有収水量、これが減っていると、これが分母になりますので、結果として、分母が小さくなれば、答えが大きくなるということで、それまでは年々、給水収益も一部上がってきた状況を含め、それと会計の改善が図られたということで給水原価が下がってきておりますが、21年度につきましては、ただいま申し上げましたような状況で、若干ではございますが、給水単価上がっております。

さらには、支払利息及び企業債取扱諸費、その中の割合を見ていただければと思います。21年度が21.1%、21年度が14.1%、ここまで改善をされております。これにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、平成19年度から21年度まで、企業債の繰上償還を実施しております。それに伴います利益の将来支払うべき利息と、繰上償還によります利率の低い企業債への切りかえによりまして、年々その差額、その分が減っております。ちなみに皆さんのお手元に説明欄に記載しておりますように支払利息の差額、この分が将来払うべき部分の差でございます。これが減っております。そういうことで企業債の利息、年々改善されて、21年度につきましては14.1%という状況でございます。

水道事業につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時39分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

先ほど、後日、ご答弁申し上げますと申し上げました受診率の目標数値ですけれども、茨城県内では65%を目標にしているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、再質問します。

まず、第54号の件なんですけれども、これは場所的にはどこなんだろうかね。これの答弁をお願いしたいと思います。

それから、私は特別会計決算委員会じゃなくなったんで、特別会計にかかわって21年度末の各下水道、それから農集、水道を含めて借金の残高、起債残高が幾らなのか、平成17年度と比較してどのぐらいになっているのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

それと議案第58号の国民健康保険の件なんですけれども、ペナルティーが私が前回報告受けた内容と違ってあります。合っているのが20年度と21年度なんですね。こういう形で正確性が必要な報告をしてもらわなければいけないと、訂正するんなら訂正をする。これは議事録に載ってしまうんですからね。平成18年のペナルティーは、この報告では1770万というふうになっているでしょう。私には、平成18年には1100万円というふうに答えているんですよ。議事録にそうなっていると思いますよ。間違っていれば、議事録も直さなければいけないし、その訂正もしなければいけないというふうに思います。報告と違うということです。

それから、国保の徴収率について、過去5年の推移をお尋ねしたいと思うんですよ。今、収納率が低いために国保調整交付金の削減がされているわけでしょう。当市では、いずれも7%減だということですから、過去5年間の徴収率、これについてお答え願いたいと思います。

それから、一般会計の繰り入れについて、通常法定外でない義務経費的な形で一般会計から繰り入れをされているんですよ。この一般会計の繰り入れはどこでもやっている義務的なやつなんですよ。一番大事なのは、法定外なんですね。その法定外がどれだけ手厚いかどうかによって、その自治体が国保税に対する社会保障制度としての認識度合いが高いかどうかなんです。今、報告受けましたように、1人当たりがかすみがうらでは、17年が1,989円ということですか、これ。平成21年、783円ですか、これは。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○6番（佐藤文雄君）

20年が1,922円。県のほうを見ますと、高いですよ。県は平均ですか。

[「平均」と呼ぶ者あり]

○6番（佐藤文雄君）

平均。ちなみに全国の繰り入れについてどうなっているかなんですけれども、繰り入れは厚生労働省が発表したものなんですけれども、平成20年度です。全国平均で1人当たり1万円を超えているということが国保新聞の7月20日付に載っているんですね。1人当たりの一般会計の繰り入れ額、いわゆる法定外、1万円ですよ。今、被保険者数は何件でしたっけ。そうすると、どのぐらいになるのかということなんですよ。

その点で、その法定外に対する認識度合いが非常に低い。茨城県は、今おっしゃったようにこのデータで7,017円、これは国保新聞だと7,098円ということです。大体2割、イコールですから、いいと思うんですけれども。こういうところの法定外の繰り入れについて、やはり社会保障とし

ての認識の問題できちっとやってもらいたいというのが今の国保会計の実情だと。

これ何でかという、平成16年は千代田と霞ヶ浦、別々だったでしょう。17年になったら、あれは一緒になったんだよね。一緒だから前年に倣うというような形でやったんですよ、平成17年。ですから、法定外というのは意外と多かったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

これは3724万8000円でしょう。それから下げたんですね。平成19年度はたまたま臨時財政補てん、いわゆるちょっとお金が足りなくなったということで、3994万4000円を繰上充当したんじゃないかな。これがあるから6700万になったわけですよ。これ引くと、やはり平成17年度と比べると、違うんですよ。これまでは法定外が多かったんですよ。合併して2年目になったら、法定外を減らしたという経過ではないですか。これに対する問題、ちょっと認識をお伺いしたいと思うんです。

それと不納欠損の問題ですけれども、これ本当に多いですよ、不納欠損。今回も171件に対して時効中断99件でしょう。前年度が463件ですよ。全体的に平成17年から累計すると720件ですね。つまり接触をしていない、5年間ということになるんじゃないでしょうか。

問題は、相談に来い、相談に来いという立場でしょう。そうじゃなくて、滞納の整理も含めれば、ちゃんと訪問をしていかなければいけないんじゃないですか。そうしなければ、収納率は上がらないですよ。ですから、私は収納率の過去5年間のやつを今、お聞きしたんですよ。圧倒的に多い理由というのは何でしょうか。これについてのご説明をお願いします。

それから、モデル比較表が出ました。これをよく見ますと、かすみがうらが一番高いでしょう、近隣市町村で。これ事実としてモデルケースですから、モデルでないとわからないんですよ。なぜかという、所得がどんどん下がっているというのが今、報告されましたよね。所得が下がれば、いわゆる応能割が下がりますから、全体的に下がりますよ。ですから、モデルケースというのが一番大事だということです。これについて県下一というか、近隣市町村の中で一番高いというご認識かどうかをお尋ねしたいと思います。

それと、戻って不納欠損について、やはり一番多いのが給与所得者でしたよね、国保加入者、40%近かったですね。そして、滞納は物すごい中身でしたね、これ。これ見ますと、21年の滞納額が1億3700万で全体の72%を占めていますよね。累計では54%ですよ。それに加えて、累計では所得不明29%です。この所得不明というのは何でしょうか。これに対してお答え願いたいと思います、不明ですから。

それと後期高齢者医療の問題なんですけれども、これ割合が高いですね。6,795人というふうに認識していいんでしょうか、件数ですから。そうすると、2,656人も普通徴収、40%が普通徴収ということは、年金から天引きできないってことだよ。年金から天引きできない人が4割もいると。その中で32人、短期保険証を発行したと。

ちなみに前回、決算特別委員会のときに被保険者が4,753人というふうに言っていたんですよ、被保険者、前回の議事録ですからね、4,753人。そして普通徴収者が1,353人と言ったんですよ、これ議事録に載っていますから。そうすると、これ何か随分数字が変わっていますよね。そんなに後期高齢者が1年でばっとふえるんですか。4,753人から6,795人にふえている。普通徴収が1,353人から2,656人にふえている。とてつもない数字ですね。整合性がないんじゃないですか。

それと短期保険証の問題では、ちょっと私たちの茨城県の党の委員会ですべてある程度集計をし

たら、短期保険証を1,496人に対して出しているというふうを集計されたんです。そうすると、うちは32人ですと、2%になるんですね、非常に高いなというふうに思いますけれども、全体的にどのくらい短期保険証を出しているかはわかりませんか。それはもしわからなかったら、わからないでいいです。それが問題だということですね。

それから、下水道のほうについては、まず、滞納繰越分の徴収率が下がっているんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。どんどん滞納繰越分の徴収率が下がる傾向にあるんじゃないでしょうか。これはどういうことでしょうかね。これについてちょっとお答え願いたいと思います。

それから、農集のほうですけども、平成20年度は滞納繰越分の徴収率ですけども、19年度と20年度ではぐっと上がったんですよ、滞納繰越分の徴収率が。そして、また下がったんです、21年に。この理由は何でしょうか。

それから、介護保険の問題です。介護保険のほうは、介護保険を条例改正して介護保険を上げたんですよ。そのときに、余りにも保険給付費を大幅に見積もっていると、12%以上ですよ。国税と似ているんだよね。保険給付費をがばっと上げて、そうすると保険料を取らなければいけないでしょう。上げるための口実になっちゃうんですよ。それはそのときに、私が尋ねたら、前年度の実績とかというんじゃなくて、厚労省の指導に基づいて、その指揮下のもとでやったと言ったんですよ。会議録、恐らく見ればわかると思いますけれども、そういうふうに厚労省のワークシート、これ市町村が使ったと。でも、厚労省はこのワークシートを市町村が活用するかどうかは任意だというふうに言っていたんですよ。そんなにもかかわらず、これはやったと。

だから、私は反対討論の中で、厚労省言いなりの保険給付費の算定で、実態と合わない急激な上昇となっていると。国言いなりではなく、市独自に実態調査を行って保険給付費を見直すべきだと。保険料のアップは問題だというふうに指摘してきたんですよ。その結果がこの2億8000万の差額じゃないですか。どういうふうに考えますか、これは。値上げは避けられるんじゃないですか。こういう問題が国言いなりのワークシートでやるからダメなんですよ。これについてどういうふうに……。だから、そういうふうな問題点があるにもかかわらず、今回の答弁が違うでしょうよ。制度の改正だとか何とか何とか言っているでしょう、違うんだというの。

保険給付費の問題は、保険給付費のあり方の問題なんですよ。どうして積算したのかというのをちゃんとやったんですよ、あれ。厚労省のワークシートに基づいてつくったと。それが違っていたというんですよ。私が批判したでしょうよ。この記憶を……。竹村さんじゃなかったね。あのときは菅谷さんだ。担当が変わると、まるっきり変わっちゃうから、でもそれはやはり議事録を見て、私がどういう発言をしているかをきちっと把握しないとダメですよ。私の批判はきちっと当たっていたんじゃないか。

それから、水道なんですけれども、るる説明されました。下がったと、それで純益がずっと上がっていましたよね。これどうせだったら、合計を出してもらえばいいんだよね、これね、純益の累計。それで、減債積立金に使っちゃったんでしょう。そうすると、減債積立金にどのくらい使ったのかと。これだと計算できないんだよ。こういう表をつくったら、合計書くんだよ。この利益は減債積立金に幾らやりましたと、そのうちこれをすべて使いましたと。今、減債積立金はどのくらい余っていますというふうにしてやると、わかりやすい表になるんです、抜けているん

ですよ、欠陥なんですよ、これは。

〔「佐藤さん、委員会でなくなっちゃうから」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤文雄君）

だから、よくわかるように、それをちゃんと説明してもらうようにしてください。

だから、減債積立金が合計で幾らになったのか、そのこともきちっと教えてください。

それと私が一般質問のときに、やはり5立方とかなんとかじゃなくて、5立方と言わなかったですよ、今回質問のときには。従量制にしないと言ったんです、使った分だけの。そしたら、5立方の話になってきたんですけれども、そうしたら24立方を使った夫婦2人で子ども2人の場合に5,490円だというふうに言ったんですよ。私は料金の見直しをしないと言ったんだね、体系について見直したらどうですかって言ったんです。ところが5,490円というのは、どうやって計算するのか、私、計算してもそういうふうにはならないんですよ。だから、計算したら、こうこうなんですよというふうに、その根拠まで言わなければいけない。

それと一番問題は何が問題かという、その差額分が年間で5,040円の負担増になると。だから、料金体系を見直した場合は、5立方の世帯は、17%から18%は半額になるけれども、子育て世代には負担増となる、料金体系の見直しは難しいと考えていると言ったでしょう。そうじゃないんですよ。余りひとり暮らしだとか、本当に困っている人たちの声をしっかりと受けとめるといことなんですよ。料金体系を見直すんだから、上がるほうもあるんだったら、逆に収益が上がるということじゃないですか。今まで4500万円あれば、補てんできると言ったでしょう。そうすると、収益が上がる分もあるんじゃないですか、そうすると。4500万の中には、収益から上がる分は入っていたんですか。

だから、私はそういうふうにひとり暮らしの人たち、それと子育て世代の人たち、これを相対立させるような答弁は余り好ましくない。やはり市民全体の気持ちをしっかりと受けとめた形ですから、今の5,490円というのはどういうふうな根拠なのかということなんですよ。そういうことで問題だということです。

それから、ちょっと皆さん時間がないようなので、もうちょっとありましたけれども、とりあえず12時ですから、これで終わりますので、もう一回答えたら、あと再質問できないようにしっかりと答えてください。お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。午後は1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時33分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

佐藤議員から何点かご質問をいただきました。その中で、特別会計の借入残高の説明を求める

ということにつきましてお答えを申し上げます。

まず、下水道事業特別会計でございます。21年度末の数字で、借入残高85億8462万1000円ございます。これを合併後の16年度末と比較しますと、2514万1000円ほど残高が減少している内容でございます。さらに、農業集落排水特別会計事業でございます。21年度末でございますが、34億9238万6000円残高ございます。合併後の16年度末と比較しますと、4億4470万2000円残高が減少しているところでございます。

さらに、水道事業につきましては企業会計ということで、後ほど水道事務所長のほうからお答えを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんからのご質問で、議案第54号に係る公共枅の設置箇所、マンホールポンプの設置箇所というお話でございますが、公共枅につきましては、稲吉東地内で新規の申請が出ているということから、補正をお願いをしているところでございます。また、マンホールポンプにつきましては、牛渡地内、具体的には牛渡小学校の近くの道路に設置をされておりますマンホールにポンプをセットするということとなります。

また、下水・農集に係る過年度分の収納率のお話でございますが、特に分担金、負担金等につきましては、当該年度に新規接続の申請があった場合、滞納分を一括納付をしていただくことになることから、各年度によって収納率、収納額にばらつきがあることがございます。それから、特に下水道の使用料につきましては、年々減少という部分もございまして、また年度によっては高くなっている部分もございます。

表のほうをごらんになっていただいておりますが、その中の公共下水道の使用料については、住所地から転出をされた方、ほぼ毎年にもわたって発生をしている状況でございます。それは以前より転出者等の料金が未収金となり、上積みをしていくことから、収納率の低下になったことが主な要因と考えております。また、こういった状況につきましては、県内の各市町村においても同様のことが起きているということを知り及んでおります。各自治体とも、そういった問題で苦慮している状況であるというようなことがございます。

今後とも収納額の向上につながる指標が見当たらない状態ですので、それらをいかに工夫をするか、考えなければならないということになるかと思っております。

以上です。

[佐藤議員「農集は農集、同じか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

失礼しました。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの説明の中で、特に農集の分担金、負担金に係る部分に、年度によっては上がったりの下がったりという状況が見受けられます。それが先ほどご説明を申し上げました一括納入による

収納率、収納額のばらつきということになります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、議案第58号についての再質疑に対し、何点かお答えを申し上げたいと思います。

お答えをする前に、まず資料で間違いが発見されましたので、お手元の資料差しかえをさせていただきました。まず1点が1枚目①番の平成19年のペナルティー額という欄ですけれども、1872万という先ほどご報告したのですけれども、誤りで1782万が正しいということです。

それと、先ほど佐藤議員から昨年の決算審査特別委員会における答弁の内容でご指摘がございました。確かに私どもの答弁の中身で誤ったものをご答弁申し上げておりましたので、おわび申し上げます。したがって、先ほど18年度の分が違うというご指摘ありましたけれども、今回出させていただいた資料に記載されている1770万8000円が正しいということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、国保税の過去5年間の徴収率ということですが、平成17年度からちょっと申し上げてみたいと思います。

平成17年度現年課税分で90.67%、平成18年度が90.49%、19年度が90.03%、20年度が87.73%、21年度が今回、決算の承認を受けている年度ですが、87.81%ということになっております。

なお、ただいま申し上げました数字でいきますと、本日、国の基準の関係でお手元にお分けしてあります収納率の区分でいきますと、90以上の年が3カ年、17から19まで発生してきますけれども、このペナルティーに関しましては、被保険者が一般被保険者と退職者の被保険者がございます。その一般被保険者についてのみこれを適用するということで、現実的には先ほど申し上げた90%を超える収納率を達成している3年間については、一般被保険者については、やはり90を下回っているということで、7%減額が対象ということです。

次に、ご質問いただきました法定外繰出金の平成21年の額が20年に比べ約半分程度にまで、額が少なくなっているということで、減らした認識はというようなご質問をいただいたわけですが、予算査定の際、財政課との調整の中でこのような結果となりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、所得不明というのはどういうものが当たるかということなんですけれども、住民税、市・県民税の課税データの申告書を皆さんご存じだと思うんですけれども、その中に収入金額を書く行が営業から始まり農業、不動産、利子配当、給与、あるいは年金という職種があるわけですが、この職種をそのまま国保税の際のデータ、統計をつくる際に用いております。ですから、営業、農業、そして給与、年金、これについてはそのまま統計上の職種としてあらわれるんですけれども、不動産、利子配当、あるいは譲渡、それに一時所得というものがありますので、それらのうちのいずれかが所得不明という中に含まれるということまでしかちょっと確認できませんでしたので、それでご理解をいただきたいと思います。

それと次に、近隣市町村一の認識はということでございますけれども、本日、議員の皆様にお

分けしたモデルケース、これをごらんになっていただければおわかりのように、佐藤議員ご指摘のとおりだと考えております。

次に、議案第60号 後期高齢者の決算についての再質疑ですけれども、まず、後期高齢者の被保険者の人数ということで、先ほど私、勘違いをしております、特徴、あるいは普通徴収の納付書を発行した件数を人数というような、私の誤解もありましてご答弁してしまいました。まことに申しわけありません。人数のほうを平成22年3月現在で再度ご答弁したいと思います。

被保険者総数が4,876人と21年3月31日のデータ上、なっております。それでその同じ3月31日現在の普通徴収と特別徴収の区分でまいりますと、普通徴収が2,655件、3月31日の数字になっています。あと特別徴収が4,139件ということで、人数からするとかなりふえているという実態になりますけれども、現実的に普通徴収と特別徴収と両方から保険料を差し引いている、あるいは納めていただいているという方が1,000人以上ございますので、その辺、すぐに把握することが難しいものですから、本日はこの程度でご容赦いただければ、大変ありがたいと思います。先ほどのご答弁、大変申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

最初に、提出書類の体裁につきましては、今後、気をつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

企業債の残高につきましてお答えを申し上げます。

平成21年度決算時におけます残高につきましては、48億71万3520円でございます。平成17年度の決算と比較しますと、9億5689万6265円の減少となっております。

続きまして、減債積立金の合計につきましてお答えをいたします。

平成21年度剰余金処分額を承認されたと仮定しまして、3500万をプラスしますと、総額2億9979万962円となっております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問の中で介護保険特別会計の保険料の改定、さらには平成21年度予算の積算についての質問でございますけれども、質問の中で大幅に見積もっている過大見積もりではないかというようなお話がございましたけれども、保険料の改定につきましては、3年に1度高齢者人口の増加、さらには介護の需要などを見込んで、これまでの実績、さらには、議員お話もありましたワークシート、国の標準といいますか、そういうものを使いながら改定したものでございます。

次に、平成21年度の予算についてでございますけれども、これは第4期になるわけですがけれども、介護保険事業計画の当初にもなるわけでございますけれども、その介護の中で介護報酬の改定の見込み、さらにはこれまでの実績を踏まえて積算したものでございます。その結果として、

先ほども申し上げましたように過大となってしまったという状況です。

以上です。

[佐藤議員「答弁漏れ、不納欠損の中に国保の給与所得者が多いのかどうか、そういう区別はされているかどうか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

そこまではちょっと、私も不納欠損の決裁していますけれども、職種の状況まではちょっと記載がされていないので、把握してございません。申しわけありません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

そういう意味で、今、国保の問題が一番多いのが給与所得者であると、滞納も多いというところで、そこで一番給与所得者のほうで調定額と、それから調定額において所得がどのぐらいの人が一番多いのか。それは今質問してもわからないから、100万から200万未満の給与所得の人たちが一番多いんですよ、872人でね。200万から300万の人がその次に調定額で多いんで、553人なんです。ということは、一番この給与所得者の中で多いのは、100万から200万未満の人たちが多いんだと。しかし、調定額では余り変わらないという結果になっているというのもご認識いただきたいというふうに思います。時間がないものですから、説明をいたしました。

そういうことで、今の後期高齢者の問題も含めて人数の把握をきちっとしないといけないというのは、なぜそれを言うかという、今、100歳以上の人が一体どうなっているのかというので、大きな社会問題になっていて、接触しないからそのまま生きていることになっていると。生存不明の方まで対象になってしまうということになると問題なんですよ。

斎場の議会でも、生存不明者の人を議案に提案しているんですよ、土地の所有者とって。その人、生きていないんだもの、だって。明治25年に登録されたままの人が名前が載っているんだよ。その議案に提案したんだよ、質問しても答えないんだよ、そういう議会なんですよ。だから、問題だということなんです。

だから、こういうところでは、こういう国民健康保険の中でやはりきちっと接触をして、人数を把握するということが大事だということなんですよ。数字だけ追っついてはだめですよ。その点では、これ以上言ってもしょうがないから、その分については正確性のあるものを後で提出していただきたいというふうに思います。

それから、下水道の農集のほうは、一時期滞納繰越のところは、平成20年はぐっと上がったんですよ。それはどこが上がったかという、東部地区が改善されたというふうに記憶しているんですけども、そのときには第一環境の頑張りがあっただなんて、答弁なんかあったんですけども、実際にはそうではなくて、期間を定めて集中的に職員が努力して集めたというようなことを言っていました。そういうやり方を今後もとるよというふうに私言ったんですけども、そういう特徴をしっかりとつかむということは、今年度はどうなのかというのを、その前年度と比べてどういう結果になったのかというのを具体的に行動の結果、どういう形であられたのか

というのをやらないと、決算はただの数字になっちゃうんですよ。やはり生きた数字というのは、そういう意味で結果が伴った後の数字なんですよ。そこを注意していただきたいなというふうに思います。

それとワークシートにこだわったんですよ。ワークシートにこだわったから、あれだけの保険給付費12.何%という大幅なアップになったんですよ。これまでの実績に基づいてやればそうじゃなかったんですよ。私がワークシートのことを指摘しなかったら、そう答えなかったでしょう。だから、引き継ぎが悪かったのかどうかはわかりませんが、なぜこんなに違うのか。2億8000万も違うのはなぜなのか。逆にうがった見方をすると、保険料を上げるために給付費を高くしたり、それから不納欠損をほかと比べて割合を高くするということは、その目的を意図してやったんじゃないかというふうに疑われるということなんですよ。そこをやはり把握しておいてもらいたいというふうに思います。

あとは水道のほうは、そういうことで金額の積算については、後で教えていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、ないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会並びに特別委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす9月4日から9月16日までの13日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月17日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

この後、常任委員会の会議を開く際は、総務常任委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後1時57分